



平成25年8月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F R S
(登記社名 株式会社フォーバル・リアルストレート)
代表者名 代表取締役社長 武 林 聡
(J A S D A Q ・ コード 9 4 2 3)
問合せ先 取締役管理部長 早 川 慎一郎
(T E L 0 3 - 5 4 6 8 - 6 9 0 2)

株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年8月12日開催の当社取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の実施、単元株制度の採用および定款一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用するため、定款の一部を変更いたします。

なお、この株式分割および単元株制度の採用に伴う実質的な投資単位の変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	210,750株
今回の分割により増加する株式数	20,864,250株
株式分割後の当社発行済株式総数	21,075,000株
株式分割後の発行可能株式総数	84,300,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成25年9月13日(金曜日)
分割の基準日	平成25年9月30日(月曜日)
分割の効力発生日	平成25年10月1日(火曜日)

(4) 新株予約権の行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1個当たりの行使価額に変更はありません。

なお、新株予約権の目的となる1株当たりの払込金額については、平成25年10月1日以降、以下のとおり調整されることとなります。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	平成23年11月22日	2,155円	22円
第4回新株予約権	平成24年5月17日	1,960円	20円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火曜日)

(注) 上記の単元株制度の採用に伴い、平成25年9月26日(木曜日)をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更について

上記「2. 株式分割の概要」および「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づき、当社の定款の一部を変更するものであります。

(1) 変更の理由

- ① 発行可能株式総数を株式の分割に応じて増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株数を100株とするため、変更案第7条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 現行定款の第7条以下について、条数の変更等所要の変更を行います。
- ④ 第6条の変更、第7条の新設およびそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

（下線は変更部分を示す。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>843,000</u> 株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>84,300,000</u> 株とする。
（新設）	<u>（単元株式数）</u> 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
第7条から第44条（条文省略）	第 <u>8</u> 条から第 <u>45</u> 条（現行通り）
（新設）	<u>（附則）</u> 第1条 第6条の変更、第7条の新設およびそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、 <u>平成25年10月1日とする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u>

(3) 変更の日程

効力発生日

平成25年10月1日（火曜日）

(ご参考)

今回の株式の分割に際し、当社の資本金の額の増減はございません。

平成25年8月12日現在の当社の資本金の額 176,506,300円

以上